

逗子市情報公開条例の一部改正について

*改正の趣旨

逗子市情報公開条例の一部改正を予定しています。改正する内容は第8条（存否に関する応答拒否）の規定についてです。

現行の第8条では「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り」、存否応答拒否ができると規定し、適用される個人情報の範囲を非常に狭く限定しています。

逗子市情報公開条例は知る権利を制度的に保障するもので、第2条（基本原則）に「公開することを原則」（第1項第2号）とし、また「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払う」（第1項第3号）とも規定しています。

この基本原則、特に個人情報保護の趣旨を尊重し、「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合」以外であっても、適切に個人情報が保護されるべきと考え、条文を改正するものです。

*改正案

1 現行

第8条（存否に関する応答拒否）

実施機関は、公開請求に係る情報が存在しているかどうかを答えるだけで、明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 改正案

第8条（存否に関する応答拒否）

実施機関は、公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

*改正案の解釈や運用の基準

1 趣旨

本条は、存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものです。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は公開又は非公開を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則です。

しかし、情報の内容によっては存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開したと同様に特定個人の個人情報事実上公開される場合があります。そこで本条は、情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒むことができる場合を例外的に規定したものです。

2 適用される請求の事例

「情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報のうち、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを公開することとなる」とは、例えば次のような請求があった場合が考えられます。

- ・ 特定個人に係る捜査関係事項照会書
- ・ 特定個人の病歴に関する情報が記載された文書
- ・ 特定個人の法律相談申込書類
- ・ 特定個人が提出した市への提案

上記の事例を解釈運用基準に明記することによって、所管課において適用の判断に参考できるようにし、また、窓口での請求受付の時点で情報の存否を明らかにしないよう留意します。

3 運用について

この条文は情報公開制度の例外的な措置です。そのため、濫用されることがないように、その該当性について個別具体的に十分に検討を行い、明らかに特定個人の個人情報事実上公開されると同様の意味合いになる場合に限り適用されるべきであり、適用にあたっては事前に情報公開課と協議するなど、厳密な判断がされるよう解釈運用基準に明記します。

情報公開条例の一部改正に対する意見

提出日： 平成 25 年 月 日

| | |
|-------|----------------|
| (住所) | (ふりがな) (氏名) |
| (ご意見) | |